**鎌倉市視覚障害者及び聴覚障害者等の情報取得等の手段についての**

**選択の機会の確保に関する条例及び内容説明**

|  |
| --- |
| 前文  私たちが日常生活を営む上で、情報の取得及び利用並びに他者との意思疎通は、必要不可欠なものです。  しかしながら、多くの視覚障害者及び聴覚障害者等は、必要な情報の取得や周囲の人たちとの意思疎通が困難なことから、不安や不便を感じながら生活をしています。  平成26年１月に日本が批准した障害者の権利に関する条約では、障害者が手話を含む言語、文字の表示、点字、音声、平易な言葉など多様な形態の意思疎通の手段であって自ら選択するものにより、表現及び意見の自由についての権利を行使することができるよう措置をとることが規定されています。同条約を踏まえて改正された障害者基本法では、意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されること、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られることが盛り込まれました。  また、平成31年４月には、多様性を認め、互いを思い、自分らしく安心して暮らせる社会を本市において実現するために、鎌倉市共生社会の実現を目指す条例を施行し、十分な情報のやりとりを可能にするために、公共の場におけるコミュニケーションの手段を多種多様化することを基本的施策の一つとして掲げました。  このような背景から、視覚障害者及び聴覚障害者等の権利が擁護され、視覚障害、聴覚障害等の有無にかかわらず市民がお互いを尊重し合うことができる社会を目指し、視覚障害者及び聴覚障害者等の情報取得等の手段についての選択の機会の確保を図るためにこの条例を制定します。 |

【説明】

平成18年の国連総会で採択され、平成26年１月に日本が批准した障害者の権利に関する条約では、障害者が手話を含む言語、文字の表示、点字、音声、平易な言葉など多様な形態の意思疎通の手段であって自ら選択するものにより、表現及び意見の自由についての権利を行使することができるよう措置をとることが規定されています。

また、同条約を踏まえて障害者基本法が改正され、意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されること、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られることが盛り込まれたことにより、視覚障害者及び聴覚障害者等の生活環境の改善が図られました。

本市においては、鎌倉市共生社会の実現を目指す条例に、公共の場におけるコミュニケーションの手段を多種多様化することを基本的施策の一つとして掲げました。

また、平成26年市議会12月定例会において、「議会議案第９号手話言語法の制定を求める意見書の提出について」が可決され、議長から関係機関に意見書が送付されました。

このような中、この条例の制定前までは、視覚障害者及び聴覚障害者等の情報取得等の手段についての選択の機会が十分に確保されているとは言えず、視覚障害者及び聴覚障害者等が、地域において安全で安心した生活を送り、社会参加をする上で、不安や不便を感じていることから、視覚障害者及び聴覚障害者等の情報取得等の手段についての選択の機会の確保を図るために、この条例を制定します。

（目的）

第１条　この条例は、視覚障害者及び聴覚障害者等の情報取得等の手段についての選択の機会の確保についての基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、施策に関する基本的な事項を定めることにより、視覚障害者及び聴覚障害者等が個人として尊重され、地域において安心して生活し、自らが望む形で社会に参加しやすい環境を整えることを目的とする。

【説明】

この条例では、視覚障害者及び聴覚障害者等の情報取得等の手段についての選択の機会の確保について、次のことを示し、視覚障害者及び聴覚障害者等が個人として尊重され、地域において安心して生活し、自らが望む形で社会に参加しやすい環境を整えることを制定の目的としています。

・基本理念

・市の責務並びに市民及び事業者の役割

・施策の推進

|  |
| --- |
| （定義）  第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。  ⑴　情報取得等の手段　情報を取得し、若しくは利用し、又は意思疎通を行うための手段をいう。  ⑵　視覚障害者及び聴覚障害者等　視覚障害、聴覚障害、音声機能若しくは言語機能の障害その他の身体機能の低下によって、情報を取得し、若しくは利用すること又は他者と意思疎通することに関して著しい制限がある者をいう。  ⑶　市民　市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。  ⑷　事業者　市内で事業活動を行うものをいう。 |

【説明】

**第１号では、「情報取得等の手段」を定義しています。**

視覚障害者及び聴覚障害者等が、情報を取得し、若しくは利用し、又は意思疎通を行うための手段をいいます。

**第２号では、この条例において支援の対象となる「視覚障害者及び聴覚障害者等」を定義しています。**

視覚障害、聴覚障害、音声又は言語機能障害その他の身体機能の低下（加齢や病気に伴う視力又は聴力の低下等）によって、情報を取得し、若しくは利用すること又は他者と意思疎通することに関して著しい制限がある人を対象者としていますが、この条例を制定することで、知的障害や精神障害を有する人や、外国人等への配慮にも繋がると考えています。

**第３号では、「市民」を定義しています。**

市内に居住している人のほか、市内に通勤、通学する人をいいます。

**第４号では、「事業者」を定義しています。**

市内の企業や、社会福祉法人、市民活動団体などの団体とそこで活動する人、個人で事業活動を行う人を指しており、法人格の有無や、活動目的の営利・非営利の別を問いません。

|  |
| --- |
| （基本理念）  第３条　視覚障害者及び聴覚障害者等の情報取得等の手段についての選択の機会の確保は、次に掲げる理念（以下「基本理念」という。）に基づき行うものとする。  ⑴　視覚障害者及び聴覚障害者等が、基本的人権を享有する個人として尊重されること。  ⑵　視覚障害者及び聴覚障害者等の有する障害の状態その他の身体機能の状態（以下「障害等の状態」という。）にかかわらず、情報の取得及び利用並びに意思疎通を円滑に行う権利は、最大限尊重されること。  ⑶　情報取得等の手段は、手話、触覚を使った手話、認識が容易な文字の表示、点字、筆記、音声、平易な言葉、朗読、身体障害者補助犬その他の障害等の状態に応じた、利用しやすい多様なものであること。  ⑷　市、市民及び事業者は、それぞれの責務又は役割を果たし、相互に協力して取り組むこと。 |

【説明】

第１号では、視覚障害者及び聴覚障害者等が、基本的人権を生まれながらに持つ個人として尊重されることを求めています。

第２号では、視覚障害者及び聴覚障害者等の有する障害の状態その他の身体機能の状態にかかわらず、情報の取得及び利用並びに意思疎通を円滑に行う権利を大切にするよう求めています。

視覚障害者及び聴覚障害者等が必要とする情報取得等の手段は、基本理念の第３号に記しているように多様ですが、重要なことは、視覚障害者及び聴覚障害者等の有する障害の状態その他の身体機能の状態に応じた情報取得等の手段を自ら選択して利用できることです。

　第３号では、視覚障害者及び聴覚障害者等の情報取得等の手段は、手話や点字等、障害等の状態に応じて多様なものであると認識することを求めています。

第４号では、市、市民及び事業者は、それぞれの責務又は役割を果たし、視覚障害者及び聴覚障害者等が個人として尊重され、地域において安心して生活し、地域社会に参加しやすい環境を協力して整えることを求めています。

この四つを基本理念とした取組を推進することで、この条例の目的でもある「視覚障害者及び聴覚障害者等が個人として尊重され、地域において安心して生活し、自らが望む形で社会に参加しやすい環境を整える」とともに、視覚障害、聴覚障害等の有無にかかわらず市民がお互いを尊重し支え合うことができる鎌倉市の実現を目指します。

|  |
| --- |
| （市の責務）  第４条　市は、基本理念にのっとり、視覚障害者及び聴覚障害者等の情報取得等の手段についての選択の機会を確保するための施策を推進するものとする。  ２　市は、事務又は事業を行うに当たり、視覚障害者及び聴覚障害者等が障害等の状態に応じた情報取得等の手段を利用できるよう環境整備に努めるものとする。  ３　市は、視覚障害者及び聴覚障害者等の知る権利を保障するため、視覚障害者及び聴覚障害者等が利用しやすい多様な手段により情報提供を行うよう努めるものとする。  ４　市は、施策の推進に当たり、関係機関と連携を図るよう努めるものとする。 |

【説明】

第１項では、視覚障害者及び聴覚障害者等が日常生活や社会生活を円滑に営むことができるよう、基本的人権を享有する個人として尊重され、市は、市民及び事業者と協力して、市は視覚障害者及び聴覚障害者等の情報取得等の手段についての選択の機会を確保するための施策を推進することとしています。

第２項では、市が事務又は事業を行うに当たり、視覚障害者及び聴覚障害者等が障害等の状態に応じた情報取得等の手段を自ら選択して利用できるような環境整備に努めるものとしています。

第３項では、市は、視覚障害者及び聴覚障害者等の知る権利を保障するため、視覚障害者及び聴覚障害者等が障害等の状態に応じた利用しやすい多様な手段により情報提供を行うよう努めることとしています。

第４項では、市内における視覚障害者及び聴覚障害者等の情報取得及び意思疎通支援の充実を図るために、国、神奈川県、その他の関係機関と連携を図るよう努めることとしています。

|  |
| --- |
| （市民の役割）  第５条　市民は、基本理念に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。 |

【説明】

視覚障害者及び聴覚障害者等の情報取得及び意思疎通支援については、市や事業者が取り組むだけでなく、市民も、視覚障害者及び聴覚障害者等の障害等の状態についての理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めることを役割としています。

視覚障害者及び聴覚障害者等においては、自分に必要な配慮の方法を伝え、お互いを尊重し合いながら、その方法を考えていくことが必要となります。また、市が推進する障害等の状態についての理解の促進等に関する施策に協力するよう努めることを役割としています。

|  |
| --- |
| （事業者の役割）  第６条　事業者は、基本理念に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。  ２　事業者は、事務又は事業を行うに当たり、視覚障害者及び聴覚障害者等が障害等の状態に応じた情報取得等の手段を利用できるように努めるものとする。 |

【説明】

第１項では、市民の役割と同様、事業者も視覚障害者及び聴覚障害者等の障害等の状態についての理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めることを役割としています。

第２項では、事業者は、事務又は事業を行うに当たり、視覚障害者及び聴覚障害者等が障害等の状態に応じた情報取得等の手段を自ら選択して利用できるような配慮に努めるものとしています。

（施策の推進）

第７条　市は、基本理念にのっとり、次に掲げる施策を推進するものとする。

⑴　視覚障害者及び聴覚障害者等の障害等の状態についての理解の促進に関する施策

⑵　情報取得等の手段の多様性についての理解の促進及び学習の機会の提供に関する施

　策

⑶　多様な情報取得等の手段を利用するに当たっての環境整備に関する施策

⑷　意思疎通支援者（手話言語通訳、点訳（文字を点字に訳すことをいう。）、要約筆記（口述を要約して筆記することをいう。）又は音訳（文字を音声に変換することをいう。）を行う者その他の視覚障害者及び聴覚障害者等と他者との意思疎通を支援する者をいう。）を確保し、又は養成するための施策

⑸　災害時において視覚障害者及び聴覚障害者等が、情報の取得及び利用並びに意思疎通を円滑に行うことができる環境整備に関する施策

⑹　前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策

【説明】

**第１項では、推進する施策を掲げています。**

**第１号について**

障害等の状態は多様であり、どのような配慮が必要であるかは、人によって異なります。そのため、多様な障害等の状態について理解し、また、視覚障害者及び聴覚障害者等が望む配慮を考えていくことは、視覚障害者及び聴覚障害者等を個人として尊重することに繋がることから、視覚障害者及び聴覚障害者等の障害等の状態についての理解の促進に関する施策を推進することとします。

**第２号について**

基本理念の第３号に記しているように、情報取得等の手段は多様です。例えば、視覚障害があったとしても、必ずしも点字が読めるとは限らず、音訳が必要な人や拡大文字が必要な人もいます。そのため、視覚障害者及び聴覚障害者等が自ら選択する情報取得等の手段の理解に加え、それを学ぶ機会があることは、視覚障害者及び聴覚障害者等が個人として尊重され、地域において安心して生活し、自らが望む形で社会に参加しやすい環境を整えることに繋がることから、情報取得等の手段の多様性についての理解の促進及び学習の機会の提供に関する施策を推進することとします。

**第３号について**

視覚障害者及び聴覚障害者等が障害等の状態に応じた情報取得等の手段を自らが選択して円滑に利用することができるよう、例えば、必要な物品の整備や、窓口対応時の配慮、また、意思疎通支援者が活動しやすい体制の整備など、環境整備に関する施策を推進することとします。

**第４号について**

視覚障害者及び聴覚障害者等が障害等の状態に応じた情報取得等の手段を自らが選択して円滑に利用することができるよう、市は、意思疎通支援者を確保し、又は養成するための施策を推進することとします。

**第５号について**

災害時において正確かつ迅速に情報を得ることができないことは、命の危険に繋がります。そのため、視覚障害者及び聴覚障害者等に対しても、災害時において情報取得及び利用並びに意思疎通を円滑に行うことができる環境整備に関する施策を推進することとします。

|  |
| --- |
| （財政上の措置）  第８条　市は、視覚障害者及び聴覚障害者等の情報取得等の手段についての選択の機会の確保に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。 |

【説明】

市は、視覚障害者及び聴覚障害者等との建設的な対話による相互理解を通じて、代替措置の選択など必要かつ合理的な範囲を柔軟に検討した上で、市の財源や事業の優先順位などを勘案し、財政上の措置を講ずるよう努めることとします。

|  |
| --- |
| 施行日  この条例は、公布の日から施行する。 |